



洋上風力発電事業における 海洋環境等の保全に係る新たな枠組みについて

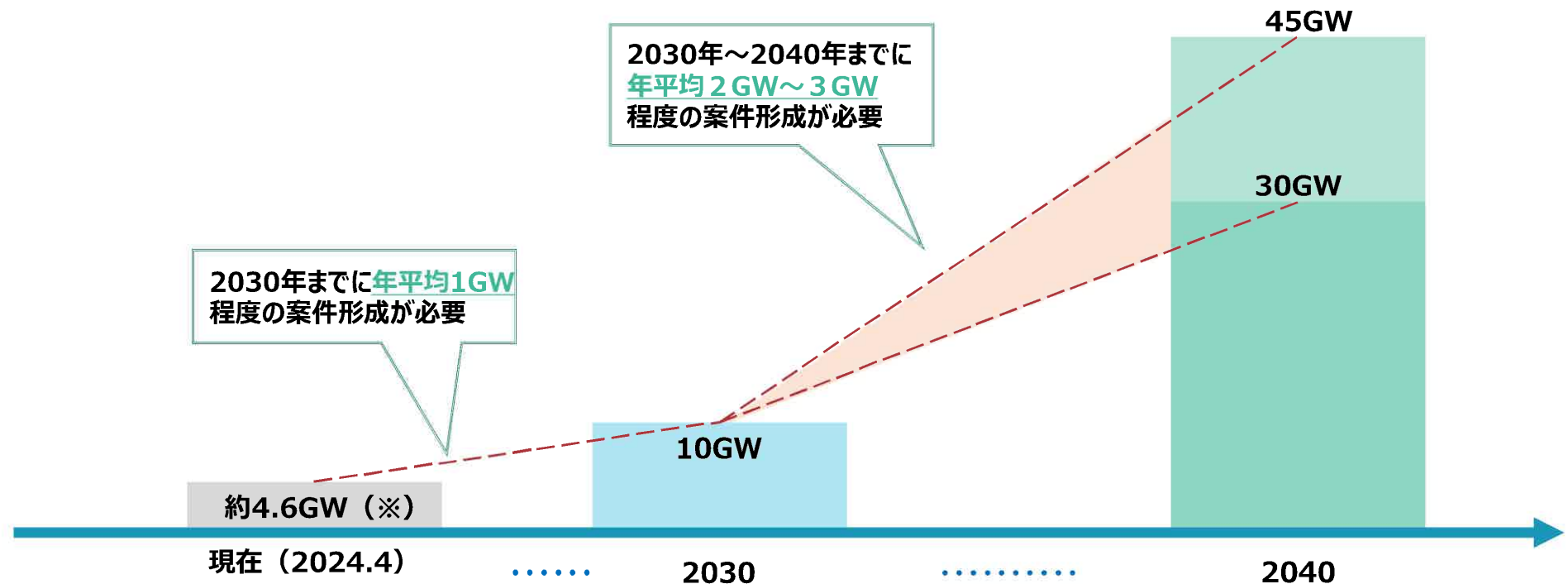
令和8年2月2日（月）

環境省 大臣官房 地域政策課 洋上風力環境調査室



洋上風力発電事業の国内における位置づけ

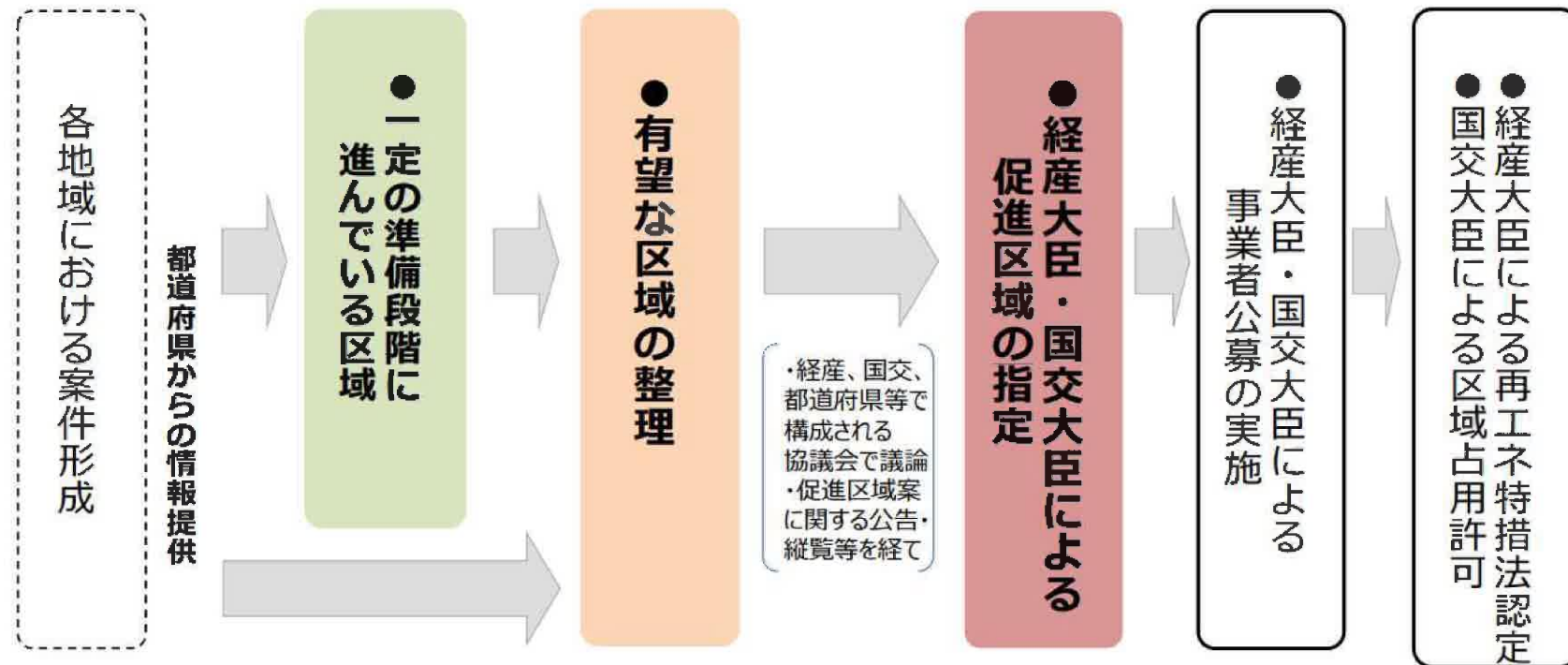
- 第7次エネルギー基本計画において、洋上風力発電は、日本の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」とされており、**洋上風力発電の大規模導入への期待は高い**。
- また、同計画では、洋上風力発電について**2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式を含む3,000～4,500万kWの案件形成を目標**としており、更なる導入促進が必要とされている。



(※) 再エネ海域利用法に基づき、これまで着床式を中心に4.6GW分の案件形成が進捗。
(3.5GW：事業者選定済み、1.1GW：事業者公募中)

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

- 我が国では、再エネ海域利用法に基づき、経産省及び国交省が、領海内において、**発電事業が実施可能な海域を促進区域として指定し、公募により事業者を選定した上で、当該事業者に海域を長期占用（最長30年）させることを可能とする仕組みを導入**している。



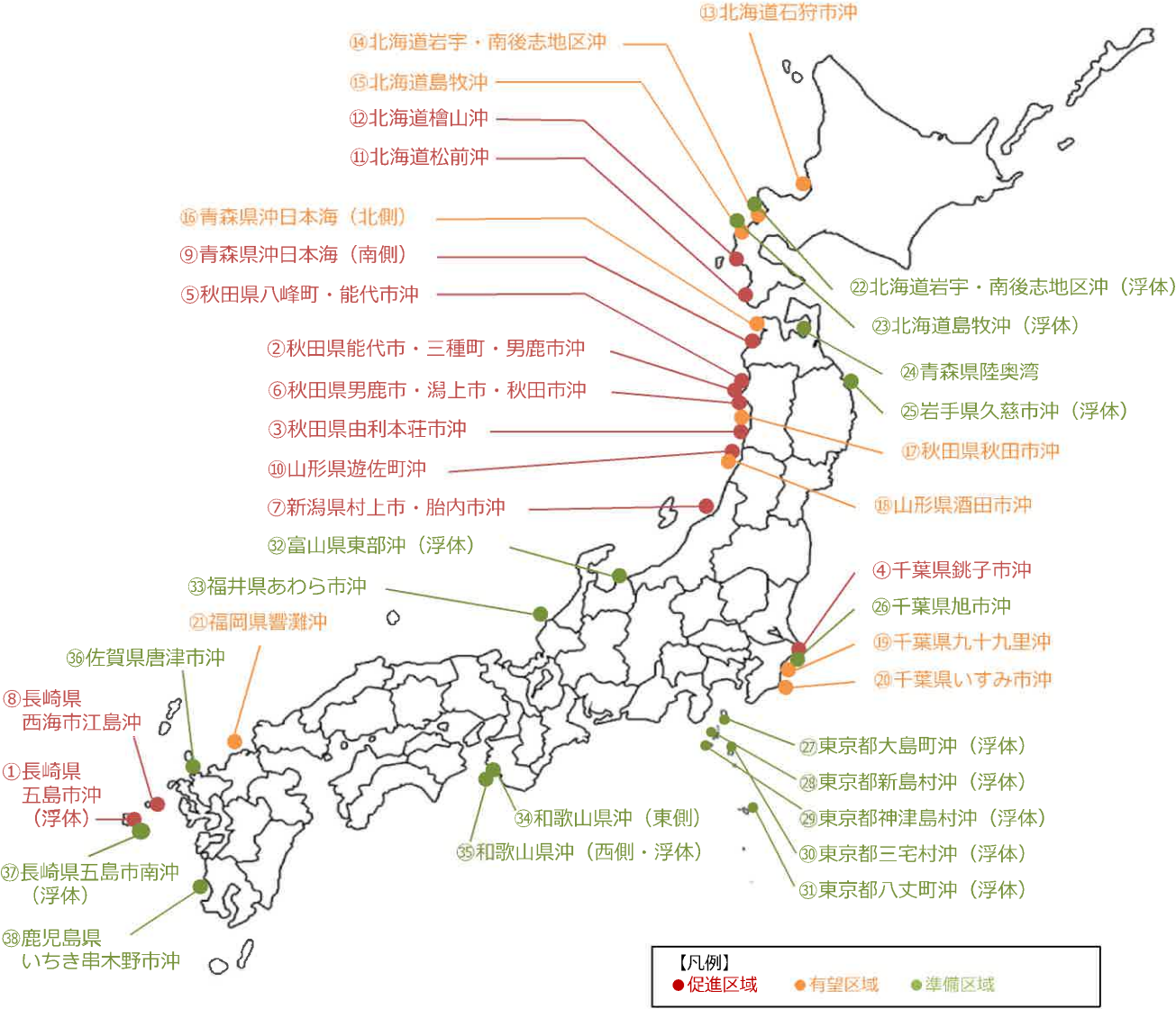
有望な区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

1. 促進区域の候補地があること
2. 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
3. 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

促進区域の要件（再エネ海域利用法）

1. 自然的条件が適当で発電設備出力が相当程度見込まれること。
2. 航路等へ支障を及ぼさないこと
3. 港湾との一体的な利用が可能であること
4. 系統の確保が適切にみこまれること。
5. 漁業への支障を及ぼさないことが見込まれること
6. 他法令で指定された海域、水域（漁港区域や港湾区域、海岸保全区域等）と重複しないこと

促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和7年10月3日時点)



区域名	万kW※	
①長崎県五島市沖（浮体）	1.7	事業者選定済
②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	41.5	
③秋田県由利本荘市沖	73.0	
④千葉県銚子市沖	37.0	
⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5	
⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5	
⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4	
⑧長崎県西海市江島沖	42.0	
⑨青森県沖日本海（南側）	61.5	
⑩山形県遊佐町沖	45.0	
⑪北海道松前沖	25～32	
⑫北海道檜山沖	91～114	有望区域
⑬北海道石狩市沖	91～114	
⑭北海道岩宇・南後志地区沖	56～71	
⑮北海道島牧沖	44～56	
⑯青森県沖日本海（北側）	30	
⑰秋田県秋田市沖	37	
⑱山形県酒田市沖	50	
⑲千葉県九十九里沖	40	
⑳千葉県いすみ市沖	41	
㉑福岡県響灘沖	48	準備区域
㉒北海道岩宇・南後志地区沖（浮体）	㉒東京都八丈町沖（浮体）	
㉓北海道島牧沖（浮体）	㉓富山県東部沖（浮体）	
㉔青森県陸奥湾	㉔福井県あわら市沖	
㉕岩手県久慈市沖（浮体）	㉕和歌山県沖（東側）	
㉖千葉県旭市沖	㉖和歌山県沖（西側・浮体）	
㉗東京都大島町沖（浮体）	㉗佐賀県唐津市沖	
㉘東京都新島村沖（浮体）	㉘長崎県五島市南沖（浮体）	
㉙東京都神津島村沖（浮体）	㉙鹿児島県いちき串木野市沖	
㉟東京都三宅村沖（浮体）		

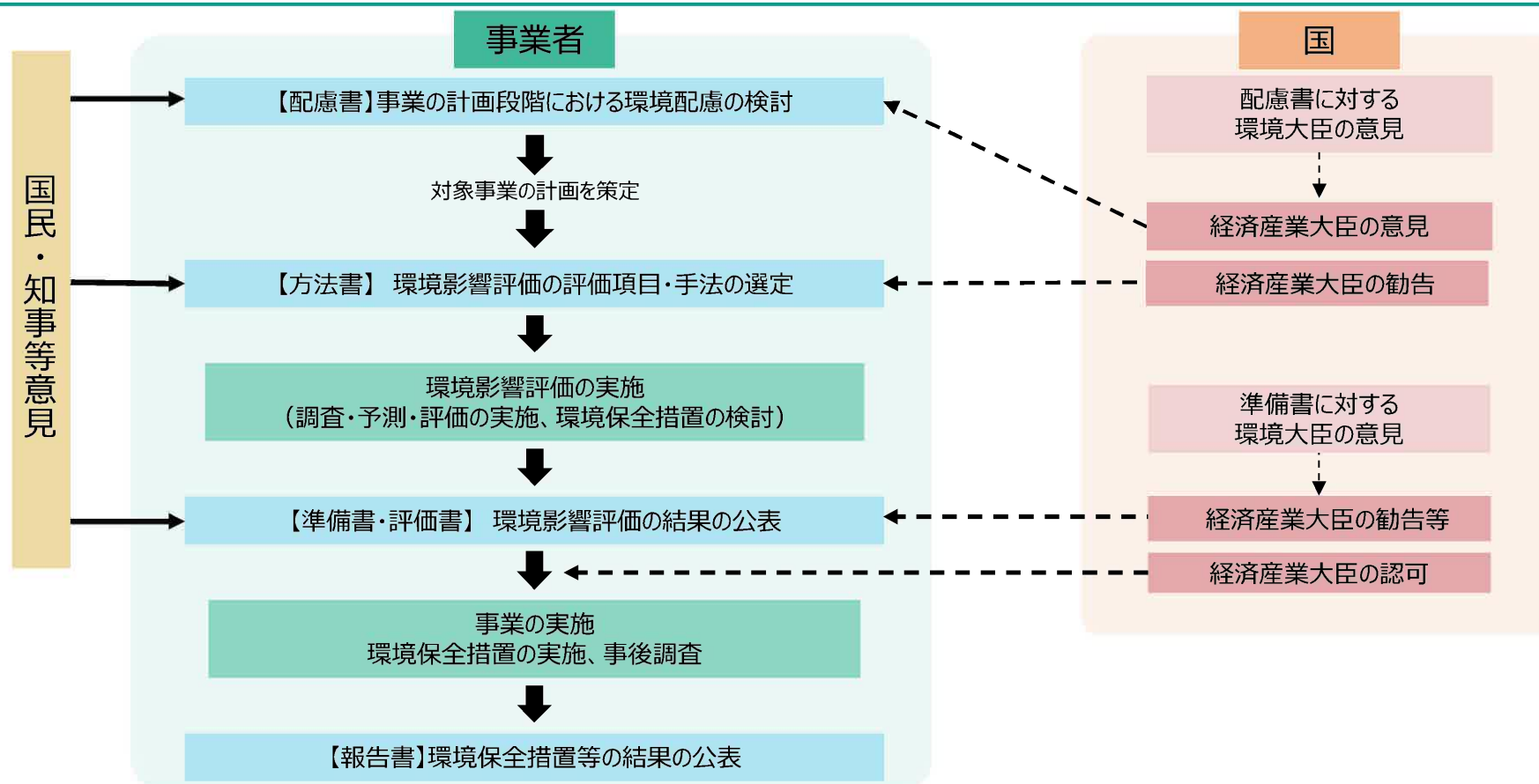
※容量の記載について、事業者選定済の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量。それ以外は、事業者が確保している系統接続の最大受電電力、または系統確保スキームで算定した当該区域において想定する最大出力規模であり、区域の調整状況に応じて変動しうるもの。

発電事業に係る環境影響評価手続の概要

- 一定規模以上の発電事業の実施に当たっては、**環境への影響を回避・低減するため、事業者は環境影響評価法及び電気事業法（環境影響評価法等）に基づき、環境影響評価手続（※）を行う**必要がある。

（※）事業者自らがあらかじめ事業の実施前に環境への影響を評価し、その結果を公表して、国、地方自治体、国民から意見を聴き、それらの意見を踏まえることで、環境の保全の観点から、よりよい事業が行われるようにする手続。

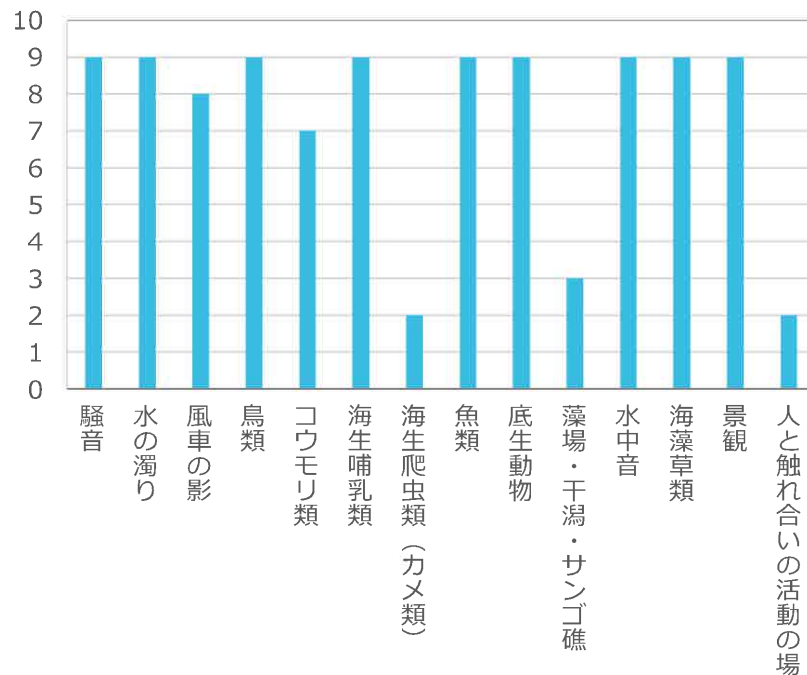
- 風力発電事業に係る環境影響評価手続の対象は、出力 5 万kW以上（3.75万kW以上 5 万kW未満は個別に判断）。



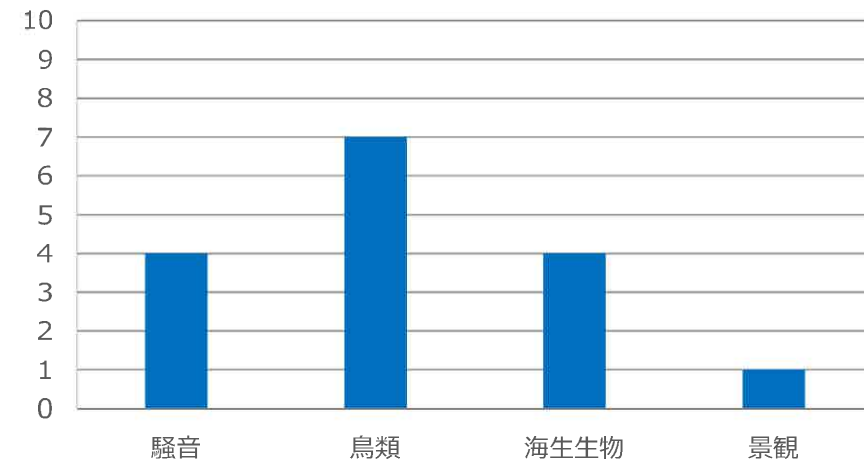
洋上風力発電事業の実施による環境影響の特徴

- 洋上風力発電事業の実施に当たっては、**一般に、鳥類や海生生物、景観等への影響が指摘**されており、これまでの国内における環境影響評価手続の中でも、これらの事項が評価項目として選定されている。
- 事業の実施による環境影響の程度は、一般に、**風車の立地場所や風車の配置**によるところが大きく、また、風車の立地場所が陸上ではなく洋上（海面）であることも事業の実施による環境影響を評価する際に考慮すべき特徴となっている。

評価項目として選定された項目の例



環境大臣意見で特に懸念を指摘している項目の例



※着床式洋上風力発電事業の準備書（9件）を対象に整理
（2023年7月時点）

洋上風力発電に係る環境配慮のための新たな制度案の検討経緯



再エネ海域利用法※施行(2019年4月)

※海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）

地域脱炭素ロードマップ(2021年6月決定)、地球温暖化対策計画(2021年10月閣議決定)



「環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係省庁、地方自治体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組む。」

規制改革実施計画(2022年6月閣議決定)



「環境影響評価制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下検討し、速やかに結論を得る。」

- ◆ 洋上風力発電の環境影響評価制度の在り方に関する有識者検討会
(2023年1月から2023年7月にかけて開催)

中央環境審議会へ「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方」について諮問(2023年9月)



- ◆ 中央環境審議会総合政策部会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」
(2023年11月から2024年2月にかけて計3回開催)

洋上風力発電に係る環境配慮のための新たな制度案として、中央環境審議会1次答申(風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について)が公表(2024年3月)



当該一次答申を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定、第213回通常国会へ提出するもの不成立(2024年3月)



第217回通常国会へ提出し成立・公布(2025年6月)

領海における洋上風力発電事業の環境配慮に関する課題

- 再エネ海域利用法に基づく促進区域指定と環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続は、それぞれが独立した制度となっているため、両制度が並行して適用されること等により以下の課題が生じている。

(1) 促進区域指定の際のより適正な環境配慮の必要性

- 洋上風力発電事業の環境影響は、風車の立地場所等によるところが大きいことを踏まえると、事業者による環境影響評価よりも前の時点で、国が促進区域を指定する際に、現行の環境配慮の仕組み（環境省への協議）に加え、より適正な環境配慮を行うことが必要。

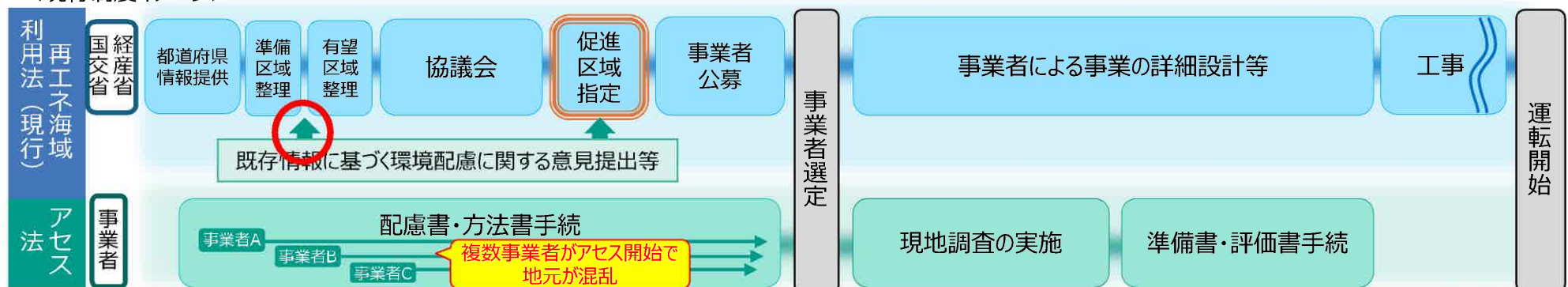
(2) 複数事業者による環境影響評価手続開始の実施

- 複数事業者が、同一海域で同様な事業を対象とした地元での説明や海域調査のための船舶調整、環境影響評価法等の各種手続等を行っており、地域における大きな混乱・負担及び行政コストの増大につながっている。

(3) 事業の実施区域の環境配慮に係る制度的重複

- 両制度において、「事業実施が想定される区域」について環境配慮の観点から検討を行うことが求められており、区域選定に係る検討内容の重複が生じている。

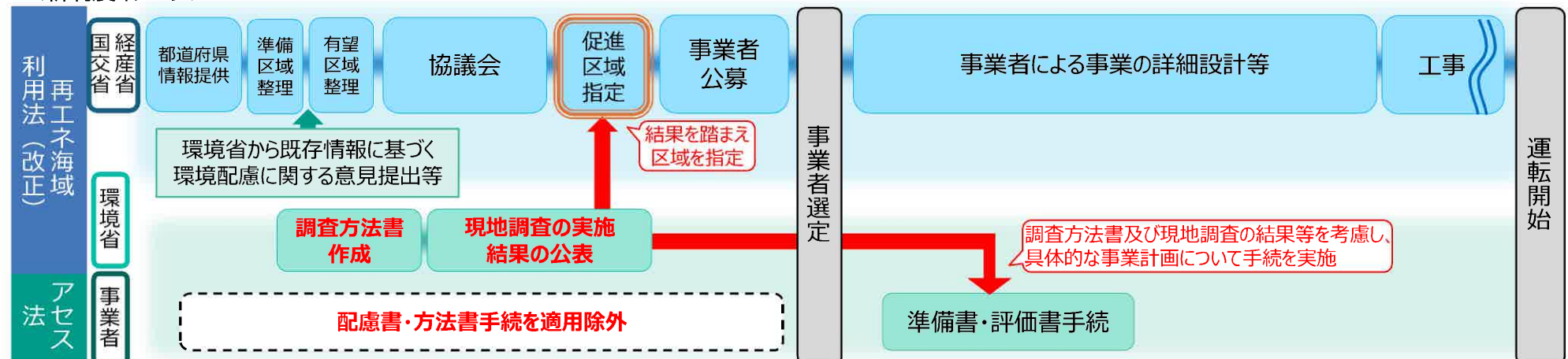
<現行制度イメージ>



領海における洋上風力発電事業の適正な環境配慮の確保の在り方

- 幅広い情報収集を行うこと、事業に係る環境影響の理解の促進を図ること、調査内容の妥当性及び客観性を担保すること等の観点から、透明性が確保された必要な手続等を経て、**環境省があらかじめ調査の項目や手法等を海洋環境等調査方法書として取りまとめ、現地調査を行い、その結果を経産省及び国交省に通知するとともに公表する。**
 - 経産省及び国交省において、通知された結果を踏まえて促進区域の指定がなされることで、より適正な環境配慮の確保が可能となる。
- 促進区域の指定の段階と一貫した環境配慮がなされるよう、**選定事業者は、環境省が実施した現地調査の結果等を考慮して、具体的な事業計画について準備書及び評価書手続を実施する。**
 - 事業者が実施する配慮書及び方法書手続を適用除外にすることで、地域の混乱・行政コストの増大、再エネ海域利用法と環境影響評価法等の制度的重複に関する課題を解消。

<新制度イメージ>



EEZにおける洋上風力発電事業の適正な環境配慮の確保の在り方

- EEZ における洋上風力発電事業の実施に当たっては、**経産省が広域の募集区域を指定**した上で、**同区域内で事業者から発電事業を実施する区域を自由に申請**させた上で、経産省及び国交省が審査・仮の許可を与え、一定の要件に合致する場合には、洋上風力発電設備の設置を許可することとなる。
- 適正な環境配慮を確保するため、募集区域を指定する前の**早期段階から、環境省がこれまでに収集された文献情報や環境データを中心に調査・分析・整理し、環境保全の観点から開発を避けるべき区域の有無について取りまとめ、これらに基づき経産省が区域を指定**。
- 募集区域のうち**事業者が設定した区域については、事業者による環境影響評価手続を通じて、適正な環境配慮を確保**。なお、環境省による調査等の結果に基づき募集区域の指定がされることを踏まえ、制度の合理性の観点から**事業者による配慮書手続を適用除外**。

